

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の原案について

令和6年2月7日
千葉県教育庁
教育振興部生涯学習課

使用料手数料条例の一部を改正する条例の原案について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、知事から教育委員会に対して意見を求めてきたものに対し、教育長が臨時に代理し、異議なしと回答した旨を教育委員会に報告しました。

1 改正の主な内容

さわやかちば県民プラザのスポーツ広場について、柏児童相談所の建替え予定地となり、令和6年度に既存工作物等の撤去工事が予定されていることから、令和6年3月末をもってスポーツ広場を廃止することに伴う改正です。

2 その他

本件は、知事から議案の公表があるまで、具体的な内容は公表できません。